

## ○生活福祉委員長報告

生活福祉委員会委員長 藤 田 茂 男

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第62号 鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」ほか議案4件であります。

当委員会は、去る10月1日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案5件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第62号 鳴門市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。母子及び寡婦福祉法並びに中国残留邦人等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでした。

委員からは、中国残留邦人等に関する法律改正の経緯と関連する予算について質疑がありました。理事者からは、旧法では永住帰国の中国残留邦人等に対して老齢基礎年金の満額支給を行うほか、生活保護と同水準の支援給付の支給を行い、中国残留邦人等の死亡後は、その配偶者に対して支援給付のみとなっていたが、労苦をともにされた配偶者のおかれている事情に鑑み、改正後は永住帰国以前からの配偶者に対して、中国残留邦人等の死亡後はこれまでの支援給付に加え、新たに配偶者支援金を支給する制度ができたとの説明がありました。なお、中国残留邦人等の鳴門市在住者はいないため、予算措置は必要ないとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第63号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。この条例についても母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、所要の改正

を行うものでした。委員は、本市における母子世帯・父子世帯等の世帯数や奨学金の受給件数の確認を行いました。また、奨学金制度の周知については、教育委員会から市内の中学校を通じて行っているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第64号 鳴門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備、開所時間、児童の集団の規模、職員数等の設備や運営の基準を定めるため条例を制定するものでした。

委員からは、この条例が制定されることにより児童クラブの職員の給与や福利厚生などについて、改善されるのかとの質疑があり、理事者からは今でも委託料の中で、人件費に関わる部分について算段しているが、児童クラブの運営方針によっても運営費の使途が変わってくるとのことでした。

また、委員からは、児童クラブの職員数が少ない中で第8条にある職員の研修機会の確保をどのように行うのかについて質疑があり、短時間で働いている方と勤務時間の調整をしていただくとともに、県にも研修を受けやすい環境の整備を要望していくとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第65号 鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行うにあたっての、保育室等の面積や必要な職員数等の設備や運営の基準を定めるため条例を制定するものでした。

委員からは、市の認可を受けなければ、既に事業を行っている事業者については現状のとおり事業運営を行ってもよいのかとの質疑があり、理事者からは、地域型保育事業として位置づけられるためには、鳴門市の認可基準を満たす必要があるが、移行しないと選択した場合は、今までと同様に運営することはできるとの説明を受け

ました。

また、委員からは市内で事業所内保育を行っている事業所数について質疑があり、理事者からは現在、市内では4事業所あり、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については民間事業者からの参入の申し出はないとのことでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

次に、「議案第66号 鳴門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。施設型給付費の支給対象となる施設として市が確認した認定こども園などの施設、市の確認を受け地域型保育給付費の支給対象となる居宅訪問型保育事業などの地域型保育を行う事業者が提供する特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため条例を制定するものでした。

委員からは、第19条にある不正な行為により施設型給付費の支給を受けるとはどのような場合が想定されるのかについて質疑があり、理事者からは就労時間を偽り、支給認定を受けるなどが想定されるとの説明がありました。

また委員からは、非常に条文の多い条例となっているので、もっとコンパクトになるよう工夫してはとの意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。